

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 役員報酬等規程

平成31年 3月28日 制 定

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西宮市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款の規定に基づき、役員報酬等に関する事項について定める。

(役 員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給等)

第3条 役員には、法人業務を執行する場合、次のとおり報酬を支給する。なお、常務理事の報酬の支給に関する勤務時間及び休憩時間等の労働条件については、正規職員に準ずるものとする。

職務	報酬	臨時報酬	通勤報酬
理 事 長	日額 5,000円	—	—
副理事長	日額 5,000円	—	—
常務理事	月額 288,800円	本会嘱託職員給与規程に準 ずる額	本会嘱託職員給与規程に準 ずる額
監 事	日額 12,400円(決算監査・中間監査への出席)		

- 2 前項に属さない理事については、無報酬とする。ただし、理事会、評議員会、その他の会議等
に出席した場合は、本会会議の費用弁償に関する要綱に基づき、費用弁償を支給する。なお、費
用弁償は、監事にも併せて支給する。
- 3 理事長、副理事長が本会会議の費用弁償に関する要綱で、費用弁償の支給対象とした理事会、
評議員会、その他の会議等に出席した場合は、本会会議の費用弁償に関する要綱に基づき、費用
弁償を支給し、第1項の報酬は支給しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、行政機関の職員の身分を有する者については、報酬を支給しない。

(費 用)

第4条 役員が職務のため出張する場合は、本会旅費規程に基づき、交通費、日当、宿泊料を支給
する。

- 2 役員が職務の遂行にあたって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 第1項の出張旅費は、事後の請求に基づき支給する。ただし、旅費の概算払いを受けた場合は、
事後に精算するものとする。
- 4 第2項の費用は、請求に基づき支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 常務理事、監事に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時
期とする。

- (1) 常務理事については、本会嘱託職員給与規程に準じた日とする。
- (2) 監事については、当該会議に出席した都度、支給する。
- 2 報酬は、通貨により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。